

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第15号 2004年8月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

息子は無謀運転の犠牲に

札幌市白石区 小野 茂 (いのちのパネルより)

臨床工学士として5年半、多くの患者さんの命を預かる仕事をしていました。

1999年8月4日、患者さんを待たせることは出来ないといつものおり朝7時に自宅を出て40分後、加害者(23歳の男)は夜間のアルバイト、その後朝までカラオケで遊び、何度も睡魔が襲ったにもかかわらず運転を続けカーブの続く跨線橋の上で『殺人車』となって襲い掛かった。

腕・足の骨折、内臓破裂、そして心臓破裂、26歳の若い命は処置室に入って4時間懸命に頑張ったが、家族の必死の呼びかけに答えることも言葉を交わすことも無いまま、親として目の前で命の火が消えていくことを止める事が出来なかったのは今でも心の傷となり、毎朝、事故の時間になると気持ちが落ち込む。

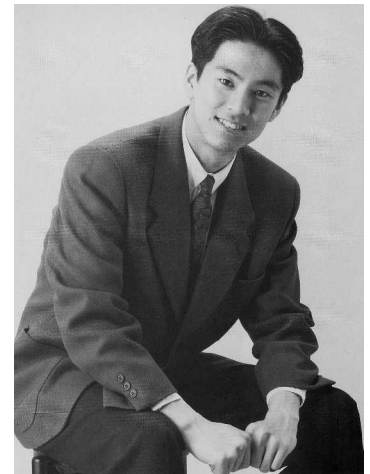
警察より「息子さんに当たらなければ加害者が転落、死亡していたでしょう」
息子が最後に救ったのは加害者の命であった。

裁判で「一生償っていきます」「二度と免許は取りません」、1年2か月の禁錮刑は8か月で仮釈放、2か月後に顔を見せた加害者から出た言葉は「また免許を取ります」

命日に顔を見せることもなく自分の保身ばかりを口にする姿から『償い』の気持ちは伝わらない。

前日には婚約者と花火を見物し楽しいひと時を過ごし、翌年の結婚式を楽しそうに語っていた普通の若者、命を奪われた悔しさを加害者に訴えることは出来ない。

すべてを奪われた悔しさは加害者に伝わっているのだろうか？



小野義徳さん(当時26歳)

今号の主な内容

- ②③ 2004年、定期総会・交流会
- ④ 『生命のメッセージ展in青森』に参加して(水野美代子)
- ⑤ 訴え「真相解明と厳罰を」(平澤弘道)
- ⑥ 訴え「何故拓磨は死ななくてはならなかったのか」(長谷部博子)
- ⑦ 訴え「美紗は飛び出していない、真相の解明を」(白倉裕美子)
- ⑧ 報告「民事裁判控訴審を終えて」(土場一彦)
- ⑨⑩「土場さんの民事判決について」(青野 渉)、⑩「会員からのお便り」
- ⑪ 訴え「交通事故調書の開示を求める会」の活動に協力を(土場一彦)

2004年 定期総会・交流会開かれる



5回目を迎えた定期総会は、5月15日13時半より、KKRホテル札幌を会場に25名の出席のもとで行われました。

司会は内藤さんが務められ、黙祷のあと来賓の道警交通部企画課長宮谷弘一様、道交通安全協会専務理事青木稔様のご挨拶を受けました。

議事は伊藤さん佐川さんを議長に進められ、活動報告と決算報告、活動計画と予算が提案どおり承認されました。

会議では、昨年の体験講話が、担当者10人で、延べ回数53回、受講者数15000人に達し、「いのちのパネル」の展示や小冊子版の普及など、被害者の視点から「事故ゼロ」を訴える活動が進んでいること。被害者支援ネットワーク主催の東京での大会で発言をしたり、道警との意見交換会、および札幌弁護士会被害者支援委員会との懇談が初めて実現するなど、「要望事項」に基づく活動の前進について報告され、今年度に引き継ぐことが確認されました。

また、事務局体制をより主体的に機能的に進めるため世話人を中心に週1回の事務所当番(毎週水曜日の午前)をスタートさせることも決められました。

役員選出では、代表、副代表の4人が再選され、世話人も含めた現在の係分担は以下の通りです。

役職名(担当)	氏名	住所
代表(会報)	前田 敏章	札幌市西区
副代表(パネル)	小野 茂	札幌市白石区
副代表(会計)	内山 孝子	札幌市東区
副代表(相談)	佐川 昭彦	札幌市豊平区
世話人(監査)	二宮 章起	札幌市南区
世話人(会報)	水野美代子	札幌市南区
世話人(パネル)	筒井 美香	札幌市北区
世話人(相談)	荻野 京子	札幌市清田区
世話人(相談)	水野 親	札幌市南区
世話人(相談)	内藤 裕次	札幌市中央区
世話人(総務)	佐藤 京子	札幌市北区
世話人	長瀬 初美	旭川市
世話人	伊藤 博明	深川市

グループ別交流会 4グループに、32人

会員が今求めている課題について、少人数のグループで、互いに報告し、交流をとおして今後のとりくみに生かすという目的の初企画です。以下は各グループの世話係による報告です。

～ 刑事裁判 ～

助言：青野 渉 弁護士 参加：11人

参加されているメンバーが抱える4つの事件について、現状と問題点が話し合われました。(捜査中の事件であるので、詳細はここでは省きます)

そのあと、助言者の青野弁護士からお話があり、刑事裁判に被害者の方が参加するという形になればさまざまな矛盾は解決するのだが、現状では、被害者と弁護士がどう関わっていくか非常に難しい。これまでの経験から刑事裁判に関する被害者側の取り組み方を整理中だが、さらにご意見を聞いて改善していきたい、などの指摘がありました。

問題点として、非常に気になったのは警察の対応の問題です。人が亡くなっているという被害を受けた状況の中で、警察の事務的な、あるいは、気持ちを逆なでするような対応があり、二次被害、三次被害を体験されている人が大変多いということ。結局追い詰められて、自分たちで鑑定を頼み、上申書を作成して提出するなど、色々な動きをしなければいけないという現状があり、どうにかならないかという発言が多くありました。

(内藤裕次)

～ 民事裁判 ～

助言：森谷 瑞穂 弁護士 参加：9人

民事裁判はどう進めていけば、というテーマで意見が出されました。これから民事を進めたいと言う方が3人、今、係争中だという方が1人でしたが、最初に、高裁での控訴審を係争している土場さんから経緯などをお話いただきました。

民事裁判とは被害者にとってどのような位置づけのものなのか。一つは刑事裁判とは別の方法で、当事者が原告となって事件の真実を明らかにしたいと考えたため。二つ目は、失われた命の尊厳が軽んじられる損害賠償の仕組みについて改める必要を感じたため。そして三つ目は、加害者に責任の重さを知ってもらうため。この三つが、民事裁判を起こす意義と考えたということです。

実際に係争中の土場さんは、相当な精神力が求められると話されました。民事は自ら相手と対峙

して尋問する事も可能であるし、証拠を提出して主張することも可能だが、その分相当な忍耐が必要であり、提訴したときの意志を維持することが必要という事でした。



民事裁判を提訴するにはどのぐらいの費用が必要かといった、具体的なことも指摘されました。着手料は弁護士によっては後日精算ということですが、札幌の場合10万円というのがやや相場であること。成功報酬は10%～15%ぐらい。これは弁護士さんによるので、よくお話を聞きなさいということでした。その他に例えば、訴状の印紙代も提訴する賠償請求額に応じてかかります。

いずれにしても、相当に精神力がないと疲れてしまうのでその辺を充分に考え、専門的な知識も必要ですから弁護士さんと良く相談することが大切ということです。(伊藤博明)

～メンタルケア～

助言：久保 義彦 医師 参加：8人

メンタルケアのテーブルは家族をなくされた方8名が参加しました。最初に参加者の現在の心境・悩みについてそれぞれが語り質問に久保先生が答えると言う形式で始まりました。

日常生活・地域との断絶感・遺された家族・無気力・事件への悔やみなど被害にあった状況・年齢・環境が一人ひとりそれぞれ違い、心の傷は広く・深い。

先生からはクリニックは立ち直るきっかけとしての心の準備を出来るようにする手伝いであり、「安心の感じ方」「癒しの空間」また自分のことを話すことで自分を客観的に見る事が出来るなどの指摘がなされました。

「先生のところへ行けば治りますか？」ある方の質問。それは全員が聞きたいことでもありました。しかし心の傷は外科的な即効薬も無く、時間が掛かり、目に見えるものでもありません。

他の人の話を聞き、また自身が話すことで、事件そのものがフラッシュバックして会話が途切れることもあり、耐え切れなく途中で退席される方もいました。

2時間45分の間、話は多岐にわたり、当初長いと思われた時間は足りないほどでした。

交流会後の懇親会にも参加されたある遺族が、別際に「会員になります、またお会いしましょう」と言って明るく手を振られたのが印象的でした。

状況はそれぞれ違って同じ悲しみを負った者同士、少しでもお役に立てて良かったと感じた次第です。(小野 茂)

～怪我をされた方の交流～

助言：田中 貴文 弁護士 参加：4人

当事者は3名でしたが、内容は深く掘り下げることができました。

1. 裁判の判決で損害額が決定しても、その後の後遺症が認定されずに苦しんでいるケース。
2. 自賠責の保険金は受け取ったが、任意保険の処理が10年以上も経過しているのに解決していないケース。
3. 被害者が債務不存在の裁判を加害者から提起され、被害者が民事裁判で被告にされたケース。

これらは特異なケースではなく、弱い立場の交通事故の被害者に実際にざらにあるケースです。

損保会社の出し渋りのために、交通事故の被害者に対して人権侵害が平気で行われています。

医師の正確な診断者があれば、1のケースは簡単に解決いたします。その診断書が書いてもらえずに、問題がいつまでも解決いたしません。

2のケースは、当たり前計算した額を支給するだけで、解決するのです。この様な場合は田中弁護士は被害者側から、逆に裁判を提起して争うべきとアドバイスしてくださいました。

3のケースは、損保会社から被害者を一度も診察しない医師の診断書が提出されて、それが採用されて不利な判決が出ています。司法の世界で形式だけの書類が採用され、被害者の実際の後遺症が低く認定されています。

これらの問題を解決するには、正確に丁寧に診断してくれる医師が現れること。次に金融庁が損保会社の出し渋りの実態を早急に調査することで、ほとんどが速やかに解決されるのです。

被害者が裁判に訴えられるケースは、司法の民事裁判が大会社のお金のある者のための裁判ではなく、被害者が正しく主張できる裁判にならない限り問題解決がまだまだ先のような気がいたします。

交通事故がゼロになることが一番ですが、交通事故を一件でも二件でも減らし、被害者が当たり前の補償が受けられる社会に、一日も早く来ることを願わずにはられませんでした。(荻野京子)



「生命のメッセージ展 in 青森」 に参加して

札幌市南区 水野美代子

凶悪犯罪や交通事故、いじめなどで命を失った犠牲者の等身大のオブジェに生前愛用していた靴や帽子等の遺品を添え展示して、命



の尊さと事故撲滅を訴え、全国各地を旅している「生命のメッセージ展」。23回目は、6月11日から3日間青森で開催された。

会場に行けば娘に会えそうな気がする、今度こそ何とか行きたい、夫と汽車を乗り継いで青森に着いた。私は初めての土地、駅前の沢山の花が迎えしてくれた。会場は青森駅前再開発ビル「アウガ」にある青森市男女共同参画プラザでした。

受付で参加者の名札を受け取り会場に入った、120体のオブジェの足元には灯が点いた可愛い「金魚ねぶた」が飾られていた。

娘の白いパンプスを見たとき胸が熱くなり涙がこぼれた。『お父さんとやっと来たよ、ヒロ元気だったかい？、沢山の友達と全国を旅しながら命の大切さを訴えて来たんだね』心で話しかけながら靴を撫でた。

2年前に札幌で開催された時からの参加です。会場には大きなスクリーンに一人ひとりの各4枚の写真が次々に映し出されていた。スクリーンに映し出された亡き人たちの笑顔を見ながら、まだやりたいことが沢山あったろうと想い、もう会うことが出来ない悲しさがこみあげてきた。会場には訪れる人が途切れることがなく、若い方達もオブジェの前で熱心にメッセージを読んだり涙ぐんだりしていた。

2日目の交流会では津軽三味線の哀調を帯びた音色が心に響いた。2年前札幌会場に来てくださった方達と再び会うことが出来、行ってよかった。

天気にも恵まれ青森の美しい海が心を和ませてくれた。また、三内丸山遺跡で5千年前にタイムスリップして縄文人の生活を覗いてきた。

実行委員の皆様本当にありがとうございました。記念に頂いた可愛い「金魚ねぶた」は、娘(写真)の傍です。



運転には重大な責任が

～7月5日の小野さんの講話を聴いて～

岡山 文彰 (北海学園大学学生)

今月の特別講演会を聞いて、運転に対する意識の仕方をもう一度見直す必要があると気づかせもらう事が出来ました。

僕も免許を持っており、深夜にコンビニでアルバイトもしています。スピード違反や飲酒運転などはしたことはありませんが、寝不足で運転中に睡魔に襲われたことが正直数回ありました。

スピード違反や飲酒運転もこれから絶対にしないという自信はあります。居眠り運転もこれからは絶対にしません。しかし、今までに自分は寝不足の時に運転したことがあったので、その面で考えれば僕も加害者と何も変わりません。

自分の父親には「寝不足の時運転するな、バイト明けは6時間以上寝ないと車を貸さない」と今までずっと言われ続けてきました。

しかし僕は事故になるはずが無いし、心配し

すぎだと常に思っていましたし、父親の注意を無視して車に乗ったことだってありました。

さらに「もうすぐ自分の車が手に入るから、これからはどんな時でも自由に乗ってやる」ということさえ考えていました。ですがこの講演を聞いて、加害者を絶対許せないと思い運転するということは重大責任があるのだと教えてもらうことが出来ました。

そして父親の言っていたことを理解することが出来ました。これからは(小野善徳さんのような)被害者を出さないよう、加害者のような人間にならないように気をつけて運転に努めます。

この特別講演をしてくださった小野さんは息子さんの話をするのは非常に過酷だったと思いますが、運転に対する意識の仕方を教えてくださり、有難うございました。

(北海学園大学 川村講師より協力いただきました)

訴え

早期真相解明と厳罰を

札幌市清田区 平澤 弘道

■ 事件から1年。日々涙



在りし日の慶祐

死亡事件発生から1年が過ぎようとしています。私たち家族は慶祐が亡くなってから息をするのも辛い生活を続けています。日々息子の面影を思い出しながら涙を流しています。涙は止まることはありません。

このような生活を続けている私たちには、

何故被疑者〇〇と〇〇運輸の処罰がこのように遅れているのか理解できません。被害に遭った私たちが辛い日々を送っているにもかかわらず、被疑者はこの1年間、何の処罰も受けず、ただの一度も謝罪せず、奪った命に向き合うことすらせずに、普通の生活を送っているのです。

■ 「何故刑務所に入っていないの」？

交通事故だから、単なる過失だからと簡単に扱うことについては、私たちには到底受け入れることが出来ません。私たちにとっては殺人事件です。何の非もない息子が、国家の決めた交通法規を遵守していたにも拘らず、一方的に轢かれ死に至らしめられた事実は、通り魔による殺人事件と何が違うのでしょうか。横断歩道は人間が道路を横断するために作られたものです。ましてや青信号という、どのような事であろうとも最大限に人命を重視すべき場所です。それを無視し将来ある人間を死亡させたことは、許しがたい暴挙としか言いようがありません。

このような事態を長く放置することについては、私たちは捜査の指揮権を持つ、検察庁の職務遂行に対して、著しく疑問を感じています。

毎月の月命日には、慶祐の同級生が焼香に来ますが、その子達が一様に「何故人間を殺して刑務所に入っていないの」と聞かれます。

私たちも交通犯罪がこのように軽く扱われていることを、遺族となって初めて知りました。通常に生

活しているほとんどの人が、交通事故で人間を殺したのであれば、被疑者はすぐに刑務所に収監されていると思っています。しかし実態は被疑者の処罰は遅々として進まず、私たち被害に遭ったものが、辛い思いをしながら自分の足でいろいろな場所に問いかけなければ、何一つ事件の真相が明かにされる事が無いという、被害者・遺族を無視した驚くべき実態に愕然としています。検察庁においては、このような事態を速やかに改善されることを要望いたします。

■ 交通犯罪撲滅のために
厳正な捜査と処罰を

交通事故死という呼称で毎年約1万人の方が尊い命が失われています。息子慶祐の交通死も1万分の1の事故死として扱われているのかもしれませんが、何の非もなく青信号の交差点の横断歩道上で命を奪われたことは、単なる過失事故ではなく犯罪に他ならないのです。

私たちは14年9ヶ月、私たちの持てる愛情の全てを注いで育ててきました。慶祐は将来さまざまな人たちと出会い、さまざまな感動と出会いながら、家族・友達・仲間たちに支えられながら精一杯に充実した人生を歩んで行くはずであったものを、〇〇によって全てを奪い取られたことを考えると、無念さは余りに大きく言葉では表現することが出来ません。

このような無惨な交通犯罪を撲滅するためにも、交通犯罪に対する厳罰化が求められております。厳罰化の流れは社会の要請であると私は認識しています。

どうか検察庁においては、交通犯罪を撲滅するためにも毅然とした姿勢で、速やかに捜査を進めていただきますようお願いいたします。

(7月16日提出の検察庁への上申書より)

～事件概要～

- ◆ 2003年7月18日午後 札幌市清田区美しが丘4ノ5の市道交差点で、自転車で横断歩道を渡っていた平澤慶祐君(14歳、中3)は、左折してきた大型トラックにはなられ、頭を強く打ち、命を奪われた。運転手は逮捕。
- ◆ 2004年1月 1回目の上申書提出
- ◆ 現在、札幌地方検察庁で捜査中

訴え 「何故拓磨は死ななくてはならなかったのか」

札幌市北区 長谷部 博子

■ 一人息子は、暴走車の犠牲に



無念の拓磨

平成15年7月23日、私の一人息子である長谷部拓磨（当時14歳）は、終業式から戻り、買い物のため自宅を出た直後、速度違反と前方不注視で暴走してきた乗用車に衝突され、死亡させられました。

現場は片側二車線の見通しの良い直線道路で、商店や病院などが立ち並ぶ生活道路のため制限時速は40キロです。

拓磨は自転車で横断を開始し、中央車線上、あと少しで反対車線に出るという位置ではねられました。

■ 加害者だけが守られる不公正な捜査 二転三転する衝突地点

何故拓磨が死ななくてはならなかったのか。遺族は事故の真相を知りたい一心から目撃者を求める看板を設置し、加害者に真相を質し、現場写真をもとに専門家に鑑定を依頼するなど必死に調べてきました。

しかし、警察および札幌地方検察庁からの説明は、納得のいく科学的な根拠も示されないままです。衝突地点自体が二転三転し、「死人に口なし」とばかりに、加害者供述に沿って拓磨に非があったかのような処理がされようとしているのです。

加害者から私たちへの説明は、聞くたびに内容が変わる矛盾に満ちたもので、真実を知ることはできないばかりか、まるで他人事のような態度で反省も謝罪の言葉もありませんでした。

事故直後、警察はまだ捜査中であるにもかかわらず学校関係者を現場に呼び、遺族も聞いていない事故内容を細かく説明し、始業式の交通安全指導の際に拓磨に飛び出しがありそれが事故原因であるかのような説明をしていたことを後に聞き、愕然としま

した。

■ 息子の名誉と命の尊厳のために 科学的捜査を、公判で真実を

警察の調書や加害者の供述が開示されないため、遺族は何も知らされず、蚊帳の外に置かれています。加害者だけが守られるという不公正な捜査が進行し、真実は闇に葬り去られということが許されるなら交通犯罪の加害者はいくらかでも言い逃れが出来ることになり、真の反省も命の重さを感じることもなく、またどこかで同じ犠牲が繰り返されるでしょう。

このままでは息子の名誉や命の尊厳が失われてしまいます。拓磨はもう真実を語る事ができません。「ただいま」と帰ってくることもありません。

せめて真実を知りたいというのが遺された親の切なる願いです。鑑定など科学的な再捜査を強く求めます。そして真実に基づいて公判廷で加害者を厳正に裁いて欲しいのです。拓磨のような犠牲を繰り返さないためにも。



～事件概要～

- ◆ 2003年7月23日午前、札幌市北区新川5条6丁目の市道（新琴似通り）で、自転車にて横断中の長谷部拓磨君（14歳、中3）が、制限速度を超えて、前方不注意のまま走行した乗用車に衝突させられ、同日午後病院で息を引きとった。加害運転者は逮捕されず。
- ◆ 2003年8月、札幌北警察署は「業務上過失致死罪」で加害者を札幌地方検察庁へ書類送致。
- ◆ 2003年9月、遺族は北海道警察本部に対し要望書を提出し、捜査中であるにもかかわらず事故原因に拓磨君の飛び出しがあったかのような説明を当該中学校で行ったことを指摘。改善を求める。
- ◆ 2003年11月 学校側の対応について札幌市教育委員会に質問書を提出。同年12月市教委より「配慮が足りなかった」旨の回答。
- ◆ 2004年1月 遺族は加害者を業務上過失致死罪で札幌地方検察庁に自ら告訴。
- ◆ 2004年3月 遺族の鑑定書を提出
- ◆ 現在、札幌地方検察庁で捜査中

訴え 美紗は飛び出していない、真相解明を

南幌町 白倉 博幸・裕美子

■ 平成15年9月1日 娘は暴走トラックの犠牲に

美紗の大きな元気のいい声が聞こえなくなってから、もう11ヶ月になります。平成15年9月1日月曜日。いつも通りに犬の散歩を済ませ、「じゃあ、行ってくるわ」と、いつもより30分早く出掛けた美紗が元気に「ただいま」と帰ってくる事はありませんでした。暴走してきた4tトラックに撥ねられたのです。



美紗の笑顔はもう見られない

美紗が出掛けてしばらくしてから、救急車の音が自宅まで聞こえてきてきましたが、さほど気にも留めていませんでした。その直後、自宅と携帯電話が同時に鳴り、今さっき聞いた救急車の音は、事故に遭った美紗の為だと知らされたのです。狂乱し、電話での「心肺停止の状態です」と言う言葉が今でも忘れられません。

「何かの間違い。軽い怪我で済んでいるはず」と病院に向かいましたが、現場を通ったときに、美紗の赤いスニーカーと大きな血溜りを見てからは震えが止まらず、そこから病院までの事、病院に到着してからの事、美紗が14歳という人生を終えてしまったという事、何もかもが現実と思えませんでした。病院に着き、いくら声をかけても反応しない美紗。「助かるよね、助けてよ」と言ったとき、静かに横に首を振った医師の事を忘れることが出来ません。

■ 加害者の言うなりの捜査に怒り

事故から3日目の通夜に、加害者と上司が来ました。「こいつが美紗を殺したのか」と怒りが込み上げてきましたが、真相を知りたい私達は、出来るだけゆっくりとした口調で状況説明を求めました。しかし何度聞き返しても、「目の前に飛び出してきた」と、返ってくる言葉は同じでした。時速約65kmで走行中の乗用車を追い抜き、その後、美紗を撥ねたのに、加害者は「70km/hくらいで走っていて、回避できないくらい目の前に飛び出してきた」と言うのです。それは絶対に有り得ない事です。35m以上のブレーキ痕を残し、更に、路外逸脱後12mも畑を走行し、電

柱を折って停止しているのです。そんな嘘が警察で通る訳が無いと思っていたのに、加害者の供述どおりに捜査は進んでいました。話せる者の勝ちなのかと、怒りが加害者ではなく警察に対しての怒りになり、何を信じればいいのか分からなくなりました。

■ 謝罪の言葉すらない加害者

美紗を殺した本人からは謝罪も焼香も一切ありません。更に、運送会社の人間は、美紗の遺影に指をさし「お前の所の娘が飛び出して来たんだろう」と罵声を浴びせ、その後、事故はもう終わったことだとさえ言われました。その身勝手な言い方に震えるほどの怒りが湧き起こりました。人を殺しておいて、その態度は全く理解できません。

美紗がいらない毎日を事実として受け止めなければいけないという葛藤と、でももしかしたら全部夢かもしれないという現実逃避と、美紗は飛び出したりしていないと信じる事と、今も逮捕もされず普通に生きてる加害者を頭の中で何千回と殺し続ける事で、何とか自分を保っています。

■ 科学的捜査で真相解明を 何より、事故の無い日々のために

民間調査会社への調査依頼、自分たちでの証拠収集、目撃者探し、事故鑑定人への鑑定依頼などを行い、やっぱり美紗は「飛び出し」などしていないと確信し、現在検察庁へ科学捜査による真相解明を求めています。

遺族の当然の権利としての捜査調書の開示、警察各署に事故鑑定者の配置と科学捜査の必要性、更にはドライブレコーダーの搭載、事業車のタコメーターの全車搭載等を訴えて行きたいと考えます。

私達は事故の無い日々が訪れる事を心から願っています。美紗のように希望も夢も全てが叶わぬものとなる人がいなくなるように。(白倉裕美子)

～事件概要～

- ◆ 2003年9月1日早朝、南幌町南13線西4の道道交差点で自転車を通学途中の白倉美紗さん(14歳、中3)が、暴走トラックにはねられ犠牲に。運転手は逮捕されず。
- ◆ 2003年12月 栗山署は地検に書類送致
- ◆ 2004年1月 科学的捜査を求める上申書提出
- ◆ 2004年3月 医師および専門家の照会書と意見書を添えた上申書提出。
- ◆ 現在、札幌地方検察庁岩見沢支部で捜査中

民事裁判控訴審を終えて

北広島市 土場 一彦

交通事故の遺族が提訴する民事裁判は損害賠償請求訴訟となり、結果として賠償額の大小を争う訴訟に帰着します。その結果(命を金銭で買う行為)自体に虚しさが伴い提訴する意志や目的さえ見失うことが、多くの遺族の置かれた精神状態です。

私達家族も息をすることさえ苦しい中で、何に對峙すべきか途方に暮れていました。ただ、私達は事件の真相についての正しい司法判断を求めること、不条理に奪われた命を軽んじる社会の認識に対しても、公的な手段で結果を残して示すことが、当事者としての責務、息子への責任だと考えてこれまで民事裁判に臨んで参りました。

民事裁判控訴審の判決(札幌高裁7月16日)を受けた現時点の思いを、経過を含めて述べさせていただきます。

■ 事件への思い

私達の長男 俊彦が遭遇した事件は、2001年8月18日に3人の友達と出掛ける途中の歩道上で起きた出来事です。子供達は歩道上を自転車でゆっくりと走行していましたが、対向して上り坂の車道を走行してきた加害者の車が20cmの段差の歩道に乗り上げ、進行方向前方の擁壁への衝突を敢えて避け、子供達に向かってハンドルを切り、ブレーキも踏まずに子供達を次々と跳ね飛ばし、50mあまりも歩道上を暴走して街路樹に衝突しやっと停止する、という態様の事件でした。加害車両は歩道に乗り上げてからも何の回避行動もとらず、乗り上げた地点から30m以上も先の子供達に向かっていくという、まさに通り魔のような悪質な事件でした。このことによって、俊彦は2時間後に9歳7ヶ月の短い生涯を終わらされ、友達の後遺障害を残す重傷を負わされたのです。

この様な態様の事件も車であるが故に、事故として捜査された上、刑事裁判では加害者の証言に基づく実況見分を拠り所に審議が進められました。一方、刑事裁判控訴審では目撃者による再実況見分が証拠として追加されましたが、それぞれの調書での衝突箇所が30mも違うものであるにもかかわらず、被告の『覚えていない』『悪質な事故じゃない』という証言や権利だけが突出して守られ、一審での判決以上の判断はされませんでした。結局、どうしてこのようなことが起こりうるのか、という真相を俊彦に報告できずに刑が確定してしまいました。この点で刑事裁判は被告が述べる事実を裁く機会で、被害者が納得できる真相とはかけ離れたものでした。

■ 民事裁判の目的

私達が民事裁判で求めたものは、事件態様に関わる事実、真相の追求です。加害者からの事件の説明が一切ない上、刑事裁判での公訴事実が極めて希薄であった為、自ら原告として尋問を行って真相を俊彦に報告したかったからです。また、不条理に命を絶ちきられた俊彦の可能性を示談という交渉で決めつけられることは、親として出来ることでは有りませ

んでしたし、命を安易に扱う誤った社会の認識を変えなくては、交通事故を取り巻く状況も何も変わらないと考えたからに他なりません。

このため、命の尊厳が軽んじられて、遺族の思いが無視されている現状の損害賠償の仕組み自体を変える事も大きな目的としました。

■ 提訴の内容

亡くなった者への賠償は、現行の裁判所の判断からすると逸失利益、慰謝料、積極賠償(葬儀費用等実費)で構成されます。私達はこの大枠の仕組みの中で提訴の目的を反映させる為、以下の内容で主張を行いました。

①逸失利益—逸失利益とは生きていれば将来働いて得られたであろう賃金ということですが、一時金として賠償される場合、利息控除が為されます。この点の係数である中間利息控除率を法廷利息率5%ではなく3%適用を求めました。

②慰謝料—定期金賠償として30年間月命日毎に慰謝料の分割支払いを求めました。

上記①の点は、現在被害者が経済的負担を強いられている、かつ命の尊厳を軽んじている最大の問題を改善する手段で、②は奪った命に生涯かけて向き合ってもらおう手段であると考え、悪質な事件の真相に対する判断と共に、仕組みの改正に対する判断を求めたのです。

■ 民事判決結果の要旨

民事裁判では私的鑑定結果・被告人尋問・原告(本人)尋問を通して、私達が知り得る真相についての判断を求めて故意に匹敵する事件の悪質性を主張しましたが、実は踏み込んだ判断は避けられました。この点で納得出来ない思いを抱えていますが、一審・控訴審を通じて、逸失利益算定における中間利息控除率3%の適用、慰謝料の30年間月命日毎の分割支払いが認められる判決が得られました。現状の損害賠償の仕組みを改善するという点で、高裁において初めて下された画期的な判決でしたので、提訴の目的はある程度果たされたと感じていました。しかし、控訴審判決後、被告からの上告を受け、審理が最高裁へと移されることとなっています。

■ 控訴審判決後の思い

前述の経過を辿って民事裁判の控訴審判決に至りましたが、被害当事者が判決までを求めて係争を続けることは大きな精神力が必要です。

刑事裁判では賠償が保証されていることが情状酌量的手段に使われるのに、その実態は被害者・遺族をさらに追いつめるような不条理の中にあります。そのことに向き合うことは当事者にしか分かり得ない苦しみの連続です。俊彦への思い、それだけが残された親である私達の支えでした。またこの間に、中村誠也、青野渉両弁護士のサポートが無ければ、提訴した時の意志を維持することも難しかったように思います。

今は、俊彦の為に、多くの被害者の為に、最高裁においても価値ある判決に結びつくように、精一杯向き合っていきたいと思っています。

札幌高等裁判所、平成16年7月16日（土場さんの民事）判決について

弁護士 青野 渉

今回の土場さんの事件の判決は、2つの点で、被害者にとって意味のある判決だと思います。

1 慰謝料の月命日払い判決について

一つ目は、慰謝料を、30年間月命日ごとの定期金分割支払いの命令を認めている点です。

死亡した人の損害賠償について、民法は、金銭賠償の原則を定めていますが、具体的な支払方法について、一括払いにするか、分割払いにするかは、特に定めていません。したがって、被害者側が、加害者に事件を忘れて欲しくないという気持ちから命日支払を希望する場合には、裁判所は、そのような原告の希望を否定することはできない、として今回の判決は命日払いを認めました。

交通事故の場合には、被害者は事故のことを忘れられずに苦しむ一方で、加害者のほうは刑事手続きさえ終われば賠償問題は保険会社任せで、事故のことを忘れてしまい、自分が被告である民事裁判にもまったく出頭しないというケースが大半です。命日支払の判決は「保険で払うから、それで被害者に対する責任を果たしている。」という加害者（あるいは一般社会）の考えに対し、一石を投じるものだと思います。

2 逸失利益の算定について

二つ目は、賠償金の算定方法に関する裁判基準を変える判断です。

岩波新書に「交通死」という本があります。この本は、娘さんを交通事故で亡くされた経済学者の二木先生が、被害者を無視してすすめられる刑事事件、民事事件の経験を通じて、裁判所や弁護士や保険会社のあり方を鋭く批判している本です。もし、お読みでない方がいれば、是非、一読をおすすめします。二木先生は、民事裁判を弁護士をつけずに闘ったそうです。この本は、弁護士にとっては、とても「耳の痛い話」がたくさん書いてあります。そのうちの一つが、裁判所と弁護士が作った「賠償額算定方式」の「ひどさ」です。私は6年前にこの本を読んで以来、多くの裁判で、賠償額算定方式の「ひどさ」を訴えてきましたが、なかなか認められませんでした。今回、はじめて高等裁判所でこれを認めていただくことができました。

この問題は、一般の方にはなかなかわかりにくいのですが、とても重要な問題ですので、若干説明させていただきます。

現在の裁判では、死亡事故による損害賠償の中心は「逸失利益」（亡くなった方が生きていれば一生に得られたと思われる所得のこと）です。しかし、裁判所が行う逸失利益の算定方法は、実は、とても不合理な方法なのです。

例えば、10歳の男の子が死亡した場合、普通の裁

判官は、次のように計算します。まず、統計資料に基づいて被害者の「平均年収」を決めます。例えば、統計資料による男子労働者平均賃金が500万円であれば、平均年収を500万円として、18歳から67歳までの49年間にわたって、500万円ずつの年収が得られたと考えます。次に、死んだことによって「生活費がかからなくなった。」ので、この分は差し引きます。男子の場合は50%とされています。ですから、18歳から67歳まで、250万円ずつの損害が発生した、と考えます。

ここまで書くと、「逸失利益」は、250万円×49年間＝1億2250万円と思うかもしれませんが、そうではありません。亡くなった男子が実際に収入を得るのは将来のことです。将来もらうべきお金を、今もらってしまうと、そのお金を定期預金などで運用して、その利息分だけ、被害者が「得をする。」と裁判所は考えるのです。そこで、裁判所は利率を5%複利として、250万円から差し引くのです。このように利息を差し引くと、例えば、18歳のときの収入250万円は8年分の利息を差し引いて約169万円、40歳のときの収入250万円は30年分の利息を差し引いて約58万円と換算されます。要するに、58万円を30年間運用すれば250万円になる、と考えるわけです。こうして換算すると、18歳～49歳の全逸失利益は、合計約3228万円になります。

この計算、どこがおかしくないでしょうか？

一つ目は、利息の利率です。被害者は、本当に年5%で運用できるでしょうか？ 銀行の定期預金に預けても金利は0.1%にも満たないのです。ところが、裁判所は「被害者は5%複利で増やすことができる」と考えて差し引くのです。裁判所は、不可能なことを被害者に命じているのです。

二つ目は、賃金水準です。例えば、昭和40年の統計では男子の年収は70万円ほどでした。したがって、当時10歳で、脳障害で1級の後遺症を負ったAさんのケースで考えてみると、Aさんは、18歳から67歳まで年収70万円だという前提で計算されます。しかし、例えば、平成12年には、Aさんは45歳になりますが、平成12年の賃金センサスでは、男子の平均年収は560万円なのです。裁判所は、昭和40年の時点で「あなたの年収は一生70万円です。」と決めてしまっているのです。

これは、誰が考えてもおかしなやり方です。土場さんの裁判では、二木先生にもお願いして、意見書を書いていただき、「いままで裁判所のやってきた方法はおかしい。」と訴えました。その結果、高等裁判所では、運用利率を従前の裁判基準の5%ではなく、3%で判断したのです。これにより、逸失利益の額は、従前の裁判基準の約1.7倍となりました。

高等裁判所で3%を運用利率とする判断がなされたのは全国初です。これは死亡の場合だけではなく、後遺症の場合の逸失利益の計算でも、将来の介護費用の計算でも、同様であり、その意味でも、画期的な判断です。

3 遺族が民事訴訟をする意味について

交通事故の民事訴訟は、遺族にとってはとても辛いものです。遺族はお金が欲しいわけではなく、「賠償金請求訴訟」をすることは、遺族にとっては、時として、不毛なことに感じられると思います。

しかし、保険会社の提示する金額は、裁判所の基準よりもさらに低く、私の経験の範囲で申し上げれば、裁判基準の半分くらいのことが多いのが事実です。そして、「事故をゼロにするためにかかるコスト」よりも「年間1万人の賠償金を払うコスト」のほうが「安上がり」という認識が、保険業界や自動車業界、さらにはクルマ優先の社会全体にあるように思えてなりません。これは異常なことです。命を安くみるから、安全が軽視されてしまうのではないのでしょうか。

土場さんのご遺族は、事故の真実を知りたいと思って、民事裁判を闘ってきました。大変辛い裁判だったと思います。しかし、失われた命を安くみることで成り立っているクルマ優先社会に警鐘を鳴らすという意味で、大きな意味がある裁判だったと思います。

加害者側が上告したので、この問題は、はじめて、最高裁判所で審理されることになりました。

以上

報告 要望事項の実現を目指して

5月10日 道警本部交通部との意見交換会

以前より要望していた懇談会が初めて実現。交通企画課宮谷課長はじめ、交通指導課も出席した中で、事故捜査や事故絶滅の課題について意見交換されました。被害者の会からは8人の世話人が出席。要望事項に基づき、科学的で公正な捜査や被害ゼロのための施策を要望しました。

6月9日「交通事故問題を考える国会議員の会」で交通事故調書の開示を訴える

衆議院議員会館で行われた超党派の議員の勉強会のテーマは、ドライブレコーダーと情報開示でしたが、「交通事故調書の開示を求める会」から、北海道の実状を訴えるという趣旨で発言の機会が与えられ、前田が要望事項にもある、捜査情報の早期開示を強く訴えました。

7月29日 弁護士会の研修会で訴え

札幌弁護士会の犯罪被害者支援がテーマの研修会に、講師の依頼を受け、世話人を中心に9人で参加しました。

当日は約40人ほどの弁護士さんを前に、「被害者の方に二次被害を与えないために」というテーマで、小野副代表と水野美、荻野両世話人が、被害者・遺族は、真実と、謝罪と厳罰を望むという心情や、体験を通しての実態を語り、親身になった支援を訴えました。終わりに、弁護士会の方から「(犯罪)被害者支援はこれまで不十分であった。賠償による回復という観点だけでなく、社会正義、基本的人権という視点で取り組んでいきたい」という旨の発言があり、元気を得て帰路につきました。

会員からのお便り

総会への出欠はがきから

★いつも会報の作成他ご苦勞様です。毎回沢山の方の手記等を読み、悲しみと憤りでいっぱいです。私の兄の加害者は実刑判決後私たちの前に現れる事もなく、事故から10年、今はどこで何をしているのやら。人間として許せないと、いつも思います。(札幌市 T.M.)

★愚痴になるも、子どものバイク事故死から42年経つだろうか。あの時代が悪かったのか加害者は未成年、無免許、酒気帯びで自賠責制度なし、親能力なし、事故開示なしでは癒されるもの一つもなし。子供の50年祭が先か親が先か。生きている限り子を思う日々。この無念さをどこにぶつけてよいやら。(道央 K.E.)

★事故から9年になるのに身体半分右の指先まで鎮痛剤でがんばっています。いつか歩けるようになって交流会に出席したく思います。(道東 M.T.)

★残念ながら出席できません。皆様のご多幸をお祈りします。(札幌市 S.Y.)

★16年前の交通事故の後遺症による痛みで悩まされ、歩行が辛くなったのでよろしくお祈りします。(道東 K.T.)

★事故のことばかり考えてると、堂々めぐりなので、ワン

ステップとして精神障害者授産施設でパンの製造の仕事をしています。事故のため、多発性脳梗塞になりました。

(道南 I.R.)

★弱い立場の人が苦しめられています。これからもサポートを是非お願いします。(札幌市 O.K.)

★今回も出席できず残念です。次回の会報お待ちしております。皆様もお体大切にお暮らし下さいませ。(道南 Y.S.)

★足が悪く遠出は困難です。欠席致します(道南 T.T.)

★皆様の活躍を期待致します。(道央 M.T.)

★皆様お元気ですか。いつもご案内ありがとうございます。都合がつかず出席できませんが、いつか又、お逢いできる事を楽しみに。(札幌市 T.E.)

★申し訳ありません。今年は行けません。(道北 N.H.)

★いつもご苦勞様です。何のお手伝いもできず申し訳ありません。6月に子供が産まれる予定です。(道北 S.M.)

★今回父の具合が悪いため、様子を見ています。出席できず申し訳ありません。(道北 Y.Y.)

★友人の結婚式と重なり出席できません。(札幌市 T.M.)

訴え 「交通事故調書の開示を求める会」の活動に協力を

北広島市 土場 一彦 「交通事故調書の開示を求める会」事務局

昨年来、交通事故調書の早期開示を目的として活動を進めて参りましたが、6月9日より新たに「交通事故調書の開示を求める会」の活動を開始しました。「交通事故調書の開示を求める会」は、交通事故の被害当事者が被る“真相を知らされないことに対する二次被害”を無くする為に、被害者当事者に立脚した仕組みの改正を求めています。

◆ 真相を知らされないことに対する二次被害

交通事故の被害者・遺族となってしまった私達は、事故の原因・真相がどのようなものであったかを当事者でありながら知ることが出来ません。それは、不幸にも亡くなってしまったり重度の障害を被って、事実を伝える術もなくなってしまった家族から真相を聞けないばかりか、加害者はもとより捜査機関からの詳しい説明を受けることもないからです。

交通事故の被害当事者となってしまった時、私達は事故の態様とその重大な結果から、公正な捜査のもとに起訴処分がなされ、公判で真相が明らかにされると信じて疑がありません。しかし、多くの事故が被害当事者の知らないところで不起訴となったり、たとえ起訴されて公判になったとしても被害当事者は傍観するだけで、加害者の一方的な証言に基づく事故調書だけが証拠とされて、真相とはかけ離れた事実で裁かれることが多いのです。

大切な家族の命を失った悲しみと苦しみにくれる遺族や被害者家族は、どのような根拠で起訴・不起訴となるのかの事由さえ知ることが無く、事故の真相を知ることが出来ないことで被害者の尊厳が傷つけられることに、著しい不条理を感じて悩み続けるのです。

◆ 現状の制約

警察および検察庁の捜査機関では、交通事故被害者・遺族に交通事故調書を開示しない理由を刑事訴訟法の第47条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」の条文規定に従っているとしています。また、交通事故の捜査は警察の専管事項となっており、労災事故や医療事故のように被害者・遺族が証拠を保全することも出来ず、事故調書を開示しないことを加害者や目撃者等のプライバシー保護を理由とされることも常です。しかし一方で、起訴が確定し公判請求をした場合、加害者側だけが

公判以前に事故調書を入手出来るばかりか、不都合な証拠については提出を不同意にする権利も担保されています。被害当事者が“せめて公判で真相を”と望んでいても、不同意にされた刑事記録が開示されることはありません。また、先頃、法務省から不起訴事件の供述調書等を特定の要件(民事訴訟の裁判所からの要請等)のもとに開示する方針が打ち出されましたが、運用には様々なハードルが課せられているなど、被害者当事者の権利が十分に反映されたものではありません。

◆ 事故調書開示の要請と会の活動

このように交通事故の被害当事者は不公正な扱いで処遇され、一方的に真相を知る権利を剥奪されているのです。情報開示請求権と犯罪被害者の権利は、国民が共有すべき最低限の権利です。警察の捜査のもとで作成される交通事故調書が、検察庁に送致される前の早期の段階で当事者に開示される仕組みは、刑事訴訟法で言う“公益上の必要その他の事由”を侵すものではないはずですが。

このため、会では実況見分調書、加害者供述調書、目撃者供述調書、鑑定報告書(鑑定を実施している場合)等の交通事故調書を警察の捜査段階(送検以前の)での開示を求めています。これらの情報が被害当事者に早期に開示されることは、捜査の透明性・公平性を確保することや刑事裁判と民事裁判とでの事故態様の判断が著しく異なるといった不条理を無くし、裁判の迅速化に寄与するばかりでなく、なによりも被害当事者が被る“真相を知らされないことに対する二次被害”を防ぐことになるのです。

具体的な活動としては、署名活動やアンケート調査による被害当事者の実態把握等を取りまとめ、政府、行政機関に陳情、また、国会議員との勉強会等を通じて“事故調書の開示”の実現を目指していきます。

開示を求める会では趣意にご賛同を頂き、署名、アンケート等への協力頂ける方を「賛同者」として、今後の活動の連絡をさせて頂いております。ぜひとも御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

署名用紙などは下記ホームページにあります

<http://www.chousho-kaiji.com>



2004.4.10 ~ 2004.8.10.



《会合など》

- 4月10日 会報14号発行
- 4月12日 世話人会・例会
- 5月6日 臨時世話人会
- 5月10日 世話人会・例会
道警との意見交換会
- 5月15日 2004年定期総会、交流会
- 6月9日 世話人会・例会
- 7月14日 世話人会・例会
- 7月29日 札幌弁護士会の研修会に出席

《訴えの活動》

- 「心に響け被害者の声100万人講習」など
- ▲ 4/9 北海道医療大学 4/21 北海道ハイテク
テクノロジー専門学校 5/19 千歳高等学校
 - 6/22 空知教育局交通安全教育推進会議
 - 7/13 岩見沢東高校定時制(前田)
 - ▲ 5/7 岩見沢東高校 6/25 みらい建設工業
 - 7/5 北海学園大学 7/8 札幌矯正管区教育
課(小野)
 - ▲ 5/31 千歳高校定時制 7/2 日高教育局交通
安全教育推進会議(佐川)
 - ▲ 7/22 砂川市町づくり委員会(伊藤)

処分者講習での講師

4/23 小野 5/27 水野 6/18 荻野 7/23 内山

※体験講話をされた方は事務局に一報を下さい

～ 編集を終えて ～

◆前号(会報14号)で報告した改正道交法は6月3日に成立しました。現在施行令の改正試案が出されており、年内にも施行されるとのことです。◆中型免許新設と大型免許の受験資格年齢の引き上げ、飲酒運転の呼気検査拒否に対する罰則引き上げなど、一定の評価できる内容も含まれていますが、極めて不十分な改正と言わなくてはなりません。◆その中でも、携帯使用の問題について憤りを感じます。実

効のある罰則規定をとる期待は全く裏切られました。◆改正道交法では、車中の携帯電話や画像表示装置を「手で保持して」通話のために使用したり、画像を注視した者が罰則の対象というのです。◆運転中に携帯電話を使っても、両手を自由にできるイヤホンマイクを装置して「手に持たなければ」取り締まりの対象にもならないのです。◆まさに骨抜きです。これを機にイヤホンマイクの売り込みに意気込む業者もあるそうです。◆新聞やTVが、『集中力そぐ』なお指摘も(「道新」6/4)、「脳にも影響、『ながら運転』の危険」(「HBC」7/3 放映)などと特集し、安全について警鐘を鳴らしたのは当然です。◆その中で、専門家も次のように指摘します。「マイクを使ったとしても通話によって集中力がそがれる問題に変わりはなく、取り締まりの対象にしてもらいたい」(道自動車短大、茄子川教授「道新」6/4) ◆「ながら運転はヒトの脳の『注意の配分』を混乱させ、目は開いているが見ていない状態になる」(北海道大学医学部、澤口教授「HBC」7/3 放映) ◆6年前、携帯電話使用で前方不注視となった運転者にご主人を奪われた副代表の内山孝子さんは、テレビ局の取材に「(携帯を使っている運転者に)『何をしているの』とどなってやりたい気持」と答えていました。◆最近特に、携帯を「手で保持して」クルマを走らせる運転者が目に付きます。真剣に「被害ゼロ」への対策をとろうとしない社会は一体何なのでしょう。◆考えてもみて下さい。自動式回転扉がいくら便利でも、死傷事故が1件でも起きれば社会的問題となり、その使用が見直されるのです。◆携帯電話使用で年間2500件もの死傷事故が発生(うち死亡事故は昨年の場合34件)していると言われます。加害者は隠しますから、実際にはもっと多いでしょう。◆命や人権を犠牲にしても、あくまで便利さのみを追求する倒錯した「クルマ優先社会」。これが真に見直される日はいつになるのでしょうか。(前)



- ◆ 5回目の公開シンポジウム「フォーラム交通事故V」は、11月5日(金)13:30~「かでる2・7」(北2西7)で、テーマは「高齢者を交通事故から守るために」(仮題)を予定しています。詳細は後日お知らせします。
- ◆ 例会に気軽にお越し下さい。
これまでは毎月10日でしたが、6月より毎月の第2水曜日13時~15時、事務所です。また毎週水曜日の午前中(10時~13時)は世話人が当番で出ているので、何かあればその折りにご連絡下さい。
例会⇒ ★9月8日(水) ★10月13日(水) ★11月10日(水) ★12月8日(水) ★1月12日(水)
- ◆ 次の会報発行は1月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。
(×切り12月20日、1200字程度)